第2部“親なき後”の親の願い

　1．成年後見人等の選任

※成年後見制度とは・・・知的障害、精神障害、認知症などの理由で判断能力の不十分な

方は、不動産や預貯金などの財産管理をしたり、介護などのサービスや施設入所に関する契約を結んだりする必要があっても、自分で判断することが難しい場合があります。このような判断能力の不十分な方を保護し、支援するのが成年後見制度です。

　　※成年後見人等の役割とは・・・成年後見人等は、被後見人等の生活・医療・介護・福祉など、身のまわりの事柄に目を配りながら本人を保護・支援をします。成年後見人等の職

務は被後見人等の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の

世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

1. 子どもの成年後見人等になっている人はいますか

・いる

［氏名：　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　］

［住所：　　　　　　　　　　　　　　　電話：　　　　　　　　 　　］

［成年後見の種類：任意後見制度・法定後見制度（成年後見人・保佐人・補助人）］

・いない

1. 成年後見人等をお願いしたい人

・親が成年後見人等になっている場合、後継の人（託したい人）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 住　所（電話） | 本人との関係 | 現状 |
|  | （　　　-　　　-　　　） |  | ・了承を得ている・話はしてある・まだ話をしていない |
|  | （　　　-　　　-　　　） |  | ・了承を得ている・話はしてある・まだ話をしていない |
|  | （　　　-　　　-　　　） |  | ・了承を得ている・話はしてある・まだ話をしていない |
|  | （　　　-　　　-　　　） |  | ・了承を得ている・話はしてある・まだ話をしていない |

　２.　　兄弟姉妹、親族へのお願い（誰に、何を、お願いするのか）

　　３.　 この子の人生について願うこと

　　4．　利用している事業者へのお願い（サービスの利用、医療、生活の場の確保など）

５．　入院、非常時の対応（連絡先、付き添う人、費用負担方法など）

６．　 この子の死亡時の対応（葬儀、墓、供養など）

７.　　親の遺産分与の考え方

　　　※　分与の考え方、公正証書による遺言状の有無など

　　預貯金、債券、株券等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 名義人 | 機関名称（銀行、会社） | 種目 | 数 | 評価額 | 相続の方法 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

生命保険

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受取人名義 | 機関名称（支払会社） | 種目 | 数 | 受取額 | 相続の方法証書保管場所 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

負債

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 借入名義人 | 借入先 | 返済期限 | 返済方法、担保 | 借入残高 | 決済の方法 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

不動産

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 名義人 | 所在地 | 種別 | 面積 | 評価額 | 相続の方法 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

８．　親の訃報時の連絡先

　　　① 親の葬儀、墓、供養など

1. 親の訃報時の連絡先（主たる連絡先）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 住　所（電話） | 親との関係 | 備考 |
|  | （　　　-　　　-　　　） |  |  |
|  | （　　　-　　　-　　　） |  |  |
|  | （　　　-　　　-　　　） |  |  |
|  | （　　　-　　　-　　　） |  |  |
|  | （　　　-　　　-　　　） |  |  |

９．　その他　伝えたいこと

よろしくお願いいたします。